

岸田総理大臣の安倍元首相国葬弔辞より抜粋

「勇とは義(ただ)しき事をなすことなり」、という新渡戸稲造の言葉を、あなたはいちど、防衛大学の卒業式で使っています。

Courage is doing what is right . 安倍さん。

あなたこそ、勇気の人でありました。

(パネル写し)

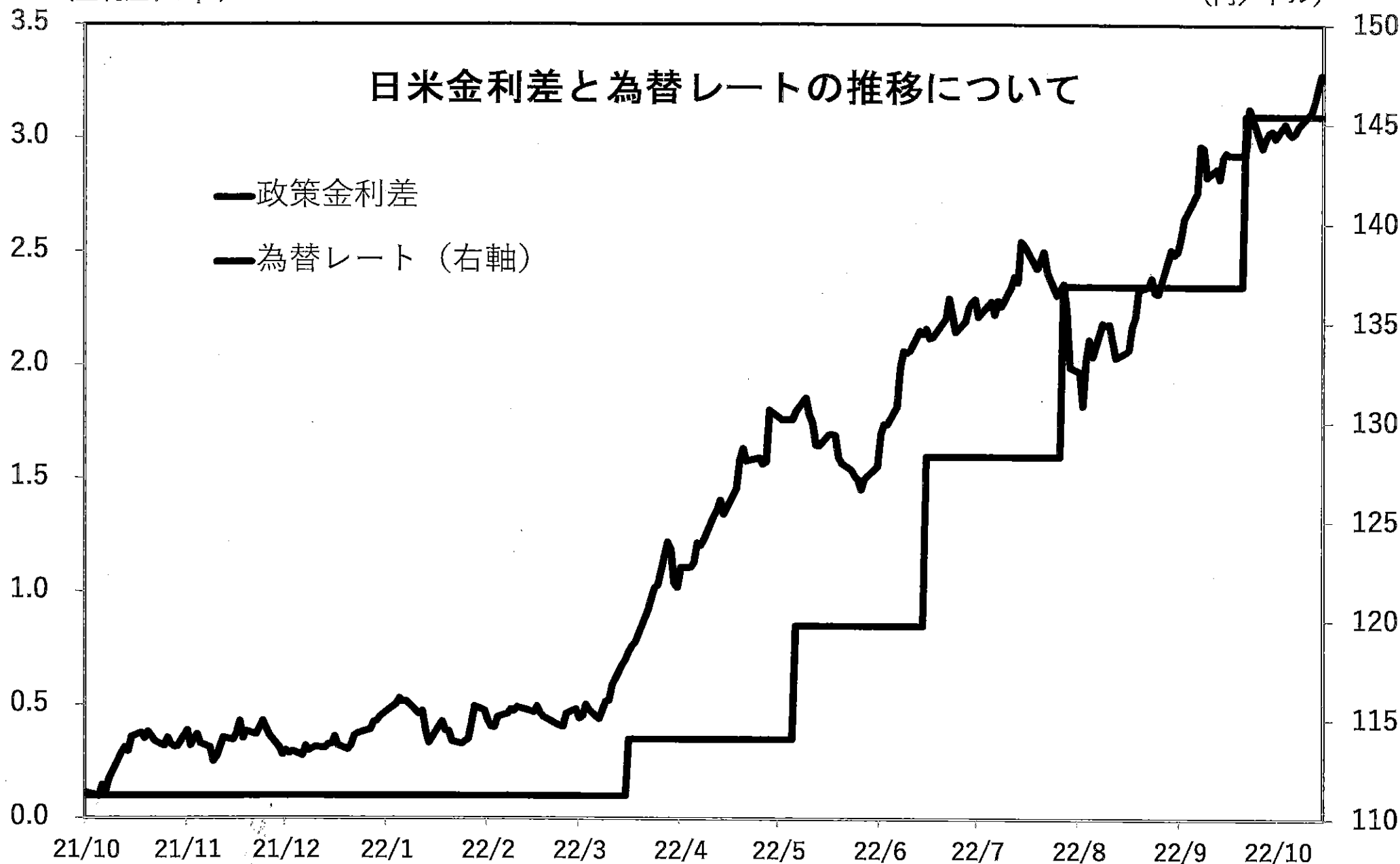
出典：岸田総理大臣の安倍元首相国葬弔辞より抜粋

令和4年10月18日(火)衆議院 予算委員会 衆議院議員 階 猛(立憲民主党)

(金利差、%pt)

(円/ドル)

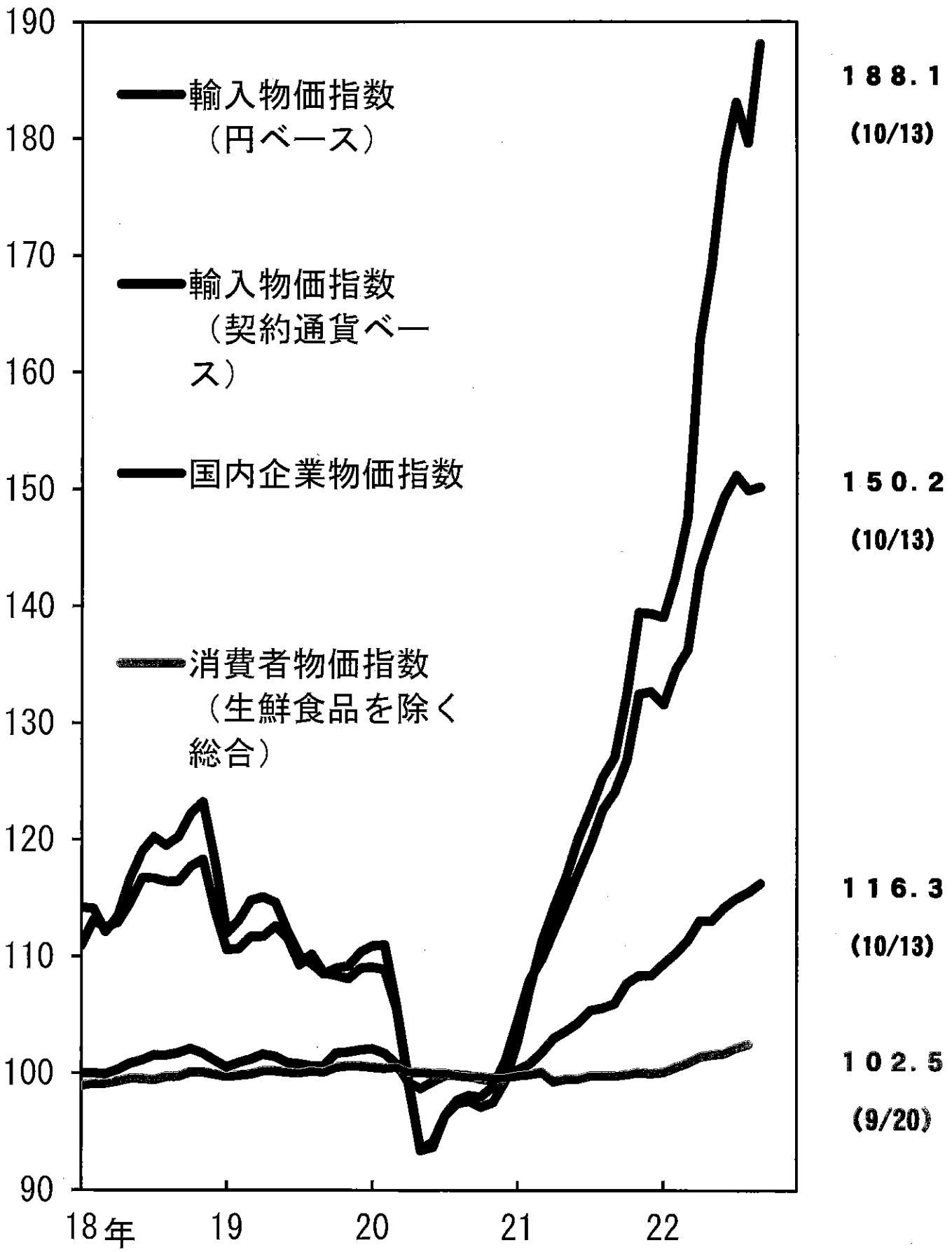
日米金利差と為替レートの推移について



(パネル写し) (注) 政策金利差は、米国がFF金利誘導目標レンジの下限値、日本が短期政策金利を用いて算出。

出典：日本銀行「時系列統計データ検索サイト」を基に階猛事務所にて作成。令和4年10月18日(火)衆議院 予算委員会 衆議院議員 階 猛 (立憲民主党)

各物価指数の推移 (2020年平均=100)



(パネル写し)

出典：日本銀行・総務省発表指数を基に階猛事務所にて作成

円の実質実効為替レート



(注) 直近は2022年8月。

出典：日本銀行作成資料
令和4年10月18日（火）衆議院 予算委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

(パネル写し) 4

日銀「展望レポート」の消費者物価上昇率見通しと結果

	見通し公表時	見通し内容	結果
①	2013年4月 (異次元金融緩和の スタート直後)	2015年度に 1.9%	-0.1%
②	2014年10月 (国債買入額拡大)	2016年度に 2.1%	-0.2%
③	2016年10月 (長短金利操作 スタート直後)	2018年度に 1.7%	0.8%
④	2022年7月	2024年度に 1.3%	?

(パネル写し)

出典：日本銀行の資料を基に階猛事務所にて作成

令和4年10月18日(火)衆議院 予算委員会 衆議院議員 階猛(立憲民主党)

①～④に関連する黒田総裁の発言

①	<p>ただ、何度も申し上げますが、私どもとしては、現時点で考えられるあらゆる政策を総動員して、2%の「物価安定の目標」について、2年程度を念頭に置いて実現する。そのために必要な措置は、ここに全て入っていると確信していますし、実際に、2年程度で物価安定目標を達成できるものと思っています。</p>	
②	<p>引き続き2015年度を中心とする期間に2%程度に達する可能性が高いと思います。</p>	
③	<p>2%の「物価安定の目標」がいつ達成されるかということは、展望レポートで毎四半期示しており、最新の展望レポートでは、2017年度中ということになっていますが、同時に様々な不確実性が大きいということも示しています。</p>	
④	<p>経済の持続的な成長のもとで、物価が2%程度、持続的・安定的に上昇するというかたちになるためには、賃金のもう一段の上昇が必要であると思います。</p>	<p>【参考 2013/4/26の黒田総裁の発言】 おそらくどのような経済モデルで計算しても、物価だけ上がって賃金が上がらないということにはならない</p>

(パネル写し)

出典：日本銀行発表の黒田総裁記者会見記録を基に階猛事務所にて作成
令和4年10月18日(火) 衆議院 予算委員会 衆議院議員 階猛(立憲民主党)

2022年10月4日

「新しい資本主義実行計画の実施に向けた重点事項（案）」に対する意見

日本労働組合総連合会
会長 芳野 友子

I. 人への投資と分配（労働移動円滑化、リスクリング、構造的な賃金引上げ）

1. 現下のコストプッシュ型の物価上昇をカバーする賃金引上げ

- 6月の「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」では、最近の物価上昇を踏まえた実質賃金の動きに言及しておらず、「人への投資と分配」を検討する際は実質賃金という視点を明確にして施策の検討および検証を進めるべき。
- 企業・家計のデフレマインド（長きにわたるデフレの経験によって定着した、物価や賃金が上がりにくいことを前提とした考え方や慣行）が根強く残っている中で輸入物価が上昇している。このため、家計においては賃金増が物価上昇に追いつかず、企業部門においては適切な価格転嫁が進まないなどの問題を引き起こしている。政府はデフレマインドを払しょくし、経済も物価も実質賃金も持続的に上がっていく新たなステージへと経済社会のあり方を転換していく大きな方向性を打ち出すべきである。
- 税制、助成金、政府調達の見直し、取引適正化など、この間の施策が賃上げにどの程度つながっているのか検証し、実効性を高めるべき。

2. 労働者に転職の機会を与える企業間・産業間の労働移動の円滑化

- 成長分野への労働移動を否定はしないが、まずは、これまで以上に重層的な雇用対策や社会的なセーフティネットの整備が必要となる。
- 労働者自らが「移動」を望むような処遇や安定した雇用環境を整備することが重要である。そして同時に、その成長産業を「労働者にとって魅力的な産業」へと発展させることが必要である。
- 労働移動の促進という観点から、解雇規制や労働法制の緩和につながるような議論がなされることがあってはならない。
- 以下、個別の論点について意見を申し述べる。
 - ・「リスクリング、すなわち、成長分野に移動するための支援策の整備」との記載があるが、リスクリングとは本来、社会環境や働き方の変化等により、新たな業務をこなす上で必要となる知識やスキルを習得するために行うものであり、成長分野に労働移動するためだけの手段では決してない。リスクリングと労働移動を直接的に結びつける記載を修正したうえで、労働者による自主的なリスクリングを推進すべきである。
 - ・リスクリングと賃金の在り方と結びつけた表現が記載されているが、リスクリ

出典：「新しい資本主義実行計画の実施に向けた重点事項（案）」に対する意見

日本労働組合総連合会 会長 芳野友子（2022年10月4日）より抜粋
令和4年10月18日（火）衆議院 予算委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

第10回「新しい資本主義実現会議」コメント

3. 日本銀行の株式ETF保有の出口戦略案

- ⇒ 政府が特別基金を設置し、日銀から株式ETFを引き受ける代わりに基金が発行する永久債を日銀が引き受けてリスク資産をオフバランス化する。特別基金が永久に資産を保有することによって、株式市場の需要バランスが崩れる恐れは無くなる。
- ⇒ 特別基金を保有する株式ETFを現物化する。
- ⇒ ガバナンス方針をアセットマネジャーに指示し、企業価値向上を促す。
- ⇒ 企業から配当を受け取る(年5000億円~8000億円規模になるか)
- ⇒ 配当収入を財源に、上記の金融リテラシーを促す公的法人を運営費に充てる。
- ⇒ それに加え、「地域中核・特色ある研究大学への支援」など未来世代への投資の取り組みの財源にも活用できる。

日銀の株式ETF保有など異次元な金融政策の継続に以下の重大な課題がある。

・まず、資産所得倍増が検討されている最中、年末から現在まで、国民の円現預金および円所得は、世界で25%も目減りしている現実に直視すべき。

・異次元な金融政策の継続で、金利差の「ドル高」に留まらず、円通貨の信頼が破壊的に棄損される「円安」に展開するロングテール・リスクの現実化を回避するため、根本的な原因の解決策を政府が検討し、対処すべき。

・したがって、償還という出口がないリスク資産である株式ETFを日本銀行のバランスシートから外すことは急務。(ただ、売却すれば、市場に破壊的な影響を与える)

・また、政府系機関である中央銀行がETFを通じて間接的に日本企業の最大な株主になっていることは、「新しい資本主義」が許容すべきでない「国家資本主義」であり、日本政府が構造改革の主題として長年進めてきたコーポレート・ガバナンス、すなわちアセットオーナーとしてガバナンスをアセットマネジャーに方針を指示すべきという根本的な概念と大きく矛盾している。

出典：第10回「新しい資本主義実施会議」コメント

シブサワ・アンド・カンパニー株式会社 代表取締役 洪澤健 (2022年10月4日) より抜粋
令和4年10月18日(火) 衆議院 予算委員会 衆議院議員 階 猛 (立憲民主党)

政府税制調査会「2010年度税制改正大綱」(抜萃)

第3章 各主要課題の改革の方向性

2. 個人所得課税

(1) 所得税

③改革の方向性

所得再配分機能を回復し、所得税の正常化に向け、税率構造の改革のほか、以下のような改革を推進します。

第一に、的確に所得捕捉できる体制を整え、課税の適正化を図るために、社会保障・税共通の番号制度の導入を進めます。ただし、一般の消費者を顧客としている小売業等に係る売上げ(事業所得)や、グローバル化が進展する中で海外資産や取引に関する情報の把握などには一定の限界があり、番号制度も万能薬ではないという認識も必要です。

第二に、所得控除から税額控除・給付付き税額控除・手当へ転換を進めます。

第三に、本来、全ての所得を合算して課税する「総合課税」が理想ではありますが、金融資産の流動性等にかんがみ、当面の対応として、景気情勢に十分配慮しつつ、株式譲渡益・配当課税の税率の見直しに取り組むとともに、損益通算の範囲を拡大し、金融所得の一体課税を進めます。

第4章 平成22年度税制改正

2. 個人所得課税

(2) 金融証券税制

①非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の創設

金融所得課税の一体化の取組の中で個人の株式市場への参加を促進する観点から、平成24年から実施される上場株式等に係る税率の20%本則税率化にあわせて、次の非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置を導入します。

イ 非課税措置の概要

(イ) 居住者等が、金融商品取引業者等の営業所に開設した非課税口座において管理されている上場株式等(以下「非課税口座内上場株式等」といいます。)に係る配当等でその非課税口座の開設の日の属する年の1月1日から10年以内に支払を受けるべきもの(当該金融商品取引業者等がその配当等の支払事務の取扱いをするものに限り、)については、所得税及び個人住民税を課さないこととします。

(ロ) 居住者等が、非課税口座の開設の日の属する年の1月1日から10年以内にその非課税口座に係る非課税口座内上場株式等の金融商品取引業者等への売委託等による譲渡をした場合には、その譲渡による譲渡所得等については、所得税及び個人住民税を課さないこととします。また、非課税口座内上場株式等の譲渡による損失金額は、所得税及び個人住民税に関する法令の規定の適用上、ないものとみなします。

ロ 非課税口座

(イ) 「非課税口座」とは、居住者等(その年の1月1日において満20歳以上である者に限り、)が、上記イの非課税の適用を受けるため、金融商品取引業者等の営業所に対し、その者の氏名、住所等を記載した非課税口座開設届出書に非課税口座開設確認書を添付して提出することにより平成24年から平成26年までの各年において設定された上場株式等の振替記載等に係る口座(1人につき1年1口座に限り、)をいいます。

(ロ) 非課税口座には、その設定の日からその年12月31日までの間に当該非課税口座を設定された金融商品取引業者等を通じて新たに取得した上場株式等(その非課税口座を設定した時からの取得対価の額の合計額が100万円を超えない範囲内のものに限り、)及び当該上場株式等を発行した法人の合併等により取得する合併法人株式等のみを受け入れることができます。

(ハ) 非課税口座内上場株式等の範囲は、上場株式等に係る10%軽減税率の対象となる上場株式等と同様とします。

JST 大学発新産業創出プログラム (START)

令和5年度要求・要望額
(前年度予算額)

5,415百万円
2,050百万円)

※運営費交付金中の推計額



【背景・課題】

- ▶ 経済成長や社会課題解決に向けて、イノベーションの担い手である大学等発スタートアップの活躍は必要不可欠。また、急激な社会環境の変化を受容し、新たな価値を生み出していく精神（アントレプレナーシップ）を備えた人材の育成を我が国全体で進めていくことが重要。
- ▶ 新しい資本主義の実行計画においても、「スタートアップ育成5か年計画」を本年末に策定することが明記されるなど、日本経済成長や社会課題を解決する鍵としてスタートアップの育成が政府の重要課題となっている。

【目的・概要】

- ▶ 令和2年7月に選定されたスタートアップ・エコシステム拠点都市において、大学・自治体・産業界のリソースを結集し、大学発スタートアップの創出やその基盤となる人材育成に取り組み、エコシステムの形成を推進する。
- ▶ 起業前段階から公的資金と民間の事業化ノウハウ等を組み合わせることにより、社会課題解決等に繋がる新規性と社会的インパクトを有する大学等発スタートアップを創出する。

【経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月閣議決定)抄】

起業拠点の整備を含めて大学等も存分に活用しつつ、知的財産の保護・活用を推進、規制・制度改革等を通じて世界に伍するスタートアップエコシステムを作り上げ、大規模なスタートアップの創出に取り組む。

【新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(令和4年6月閣議決定)抄】

産業界の協力を得て、起業家を教育現場に派遣いただき、初等中等教育等における起業家教育を推進する。

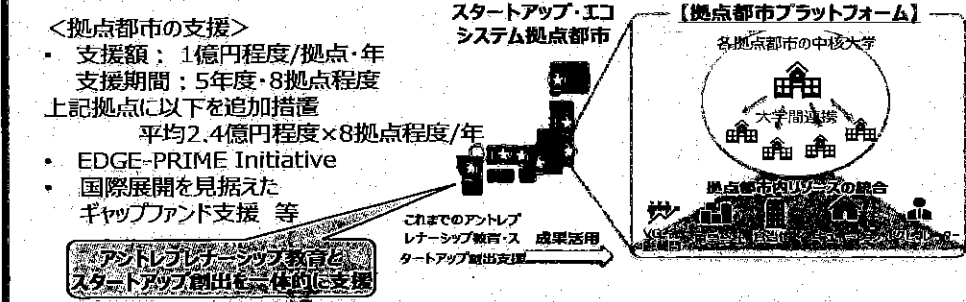
【新しい資本主義 フォローアップ(令和4年6月閣議決定)抄】

スタートアップ・エコシステム拠点都市に参画する大学において、海外への事業展開に重点を置きつつ、研究成果の事業化の実証を行うためのギャップファンドの確保(中略)を行う。あわせて、海外への事業展開を目指す起業家の育成のための教育プログラムを実施する。

大学・エコシステム推進型

【スタートアップ・エコシステム形成支援】(拡充)

- ・ スタートアップ・エコシステム拠点都市において自治体・産業界と連携し、大学等における実践的なアントレプレナーシップ教育やギャップファンドを含めた一体的な起業支援体制の構築による起業支援を強化。
- ・ 大学に加え、初等中等教育段階からのアントレプレナーシップ教育(EDGE-PRIME Initiative)を推進するなど、拠点都市を中心に我が国全体のアントレプレナーシップを醸成。
- ・ 国際展開を見据えたギャップファンドや、海外のスタートアップ・エコシステムとのネットワーク構築に向けた支援を拡充。



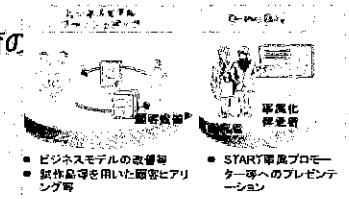
【大学推進型】

- ・ ギャップファンド及び起業支援体制を整備し、スタートアップ創出力を強化。
- ・ 採択主幹機関：神戸大学、筑波大学、早稲田大学 支援期間：令和2～6年度(5年度)

プロジェクト推進型

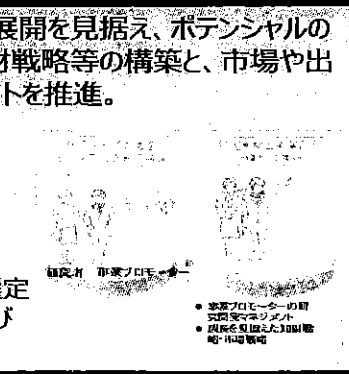
【ビジネスモデル検証支援】

- ・ 研究者と事業化伴走者から構成されるチームにリーンスタートアップを基盤とするアントレプレナー教育の提供とビジネスモデル探索活動を支援。
- ・ 支援額：8百万円程度/課題・年、8課題程度(うち新規8)
- ・ 支援期間：1年度



【起業実証支援】(拡充)

- ・ 事業プロモーター(※)のマネジメントのもと、国際展開を見据え、ポテンシャルの高い大学等の技術シーズに関して、事業戦略・知財戦略等の構築と、市場や出口を見据えた事業化を目指した研究開発プロジェクトを推進。
- ・ 支援額：40百万円程度/課題・年、19課題程度(うち新規8)
- ・ 支援期間：最長3年度



(※) 事業プロモーター：ベンチャーキャピタル(VC)等の新事業育成に熟練した民間人材を事業プロモーターとして選定し、大学等における技術シーズの発掘と事業計画の策定及び事業育成に係る活動を支援。

デジタル変革への対応、グリーン化の推進、活力ある地域づくり

総務省重点施策2023

5 関係人口の拡大と個性を活かした地域づくり

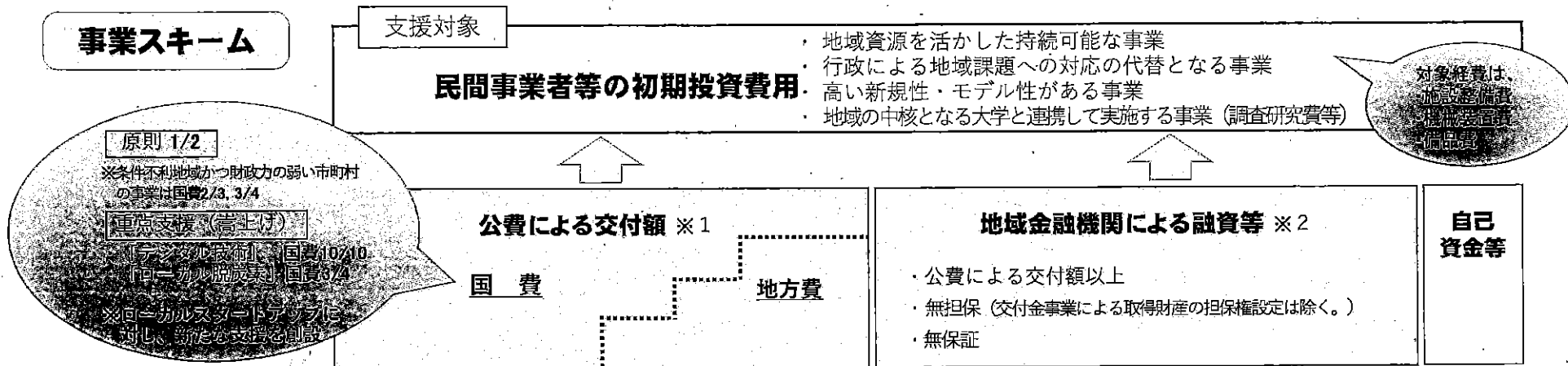
[5] 地域の経済循環を担う地域密着型企業の立ち上げやローカルスタートアップの推進【再掲】

(1) ローカル10,000プロジェクトの推進

- 産学金官の連携により、地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型事業の立ち上げを支援する「ローカル10,000プロジェクト」の推進により、地域の雇用創出を更に促進。特に、①生産性向上に資するデジタル技術の活用に関連する事業、②脱炭素に資する地域再エネの活用に関連する事業を重点的に支援するほか、これまで地域に蓄積された人材力や、GXをはじめとする地域の大学の研究成果等を活かす「ローカルスタートアップ」に対して、支援枠を創設。

【予算】 地域経済循環創造事業交付金

13.0億円の内数（4年度 5.0億円の内数）



※1 上限2,500万円。融資額（又は出資額）が公費による交付額の1.5倍以上2倍未満の場合は、上限3,500万円。2倍以上の場合は、上限5,000万円

※2 地域金融機関による融資の他に、地域活性化のためのファンド等による出資を受ける事業も対象

出典：総務省作成資料

令和4年10月18日（火）衆議院 予算委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

4 職人さんがインボイス発行事業者になったら、消費税の納付税額はどれくらい？



インボイス発行事業者の登録をすると、消費税の申告・納税をすることになります。どれくらいの納付税額になるのでしょうか？

年間売上が1,200万円くらいの職人さんはこれくらいの税金を納めている



職人 A さん (免税事業者)

年間売上	約 990 万円
預かり消費税	なし
支払い消費税 (材料、工具、交通費などの 購入時に支払った消費税)	約 63 万円
納付税額	なし



職人 B さん (課税事業者)

年間売上 (消費税込)	約 1,200 万円
預かり消費税①	約 109 万円
支払い消費税② (材料、工具、交通費などの 購入時に支払った消費税)	約 76 万円
納付税額①-②	約 33 万円

1年間で1,200万円くらいの売上有る職人 B さん。消費税として、約33万円を納付しています。

職人 A さんは小規模な事業者 (→ 9ページ) なので、今まで消費税の申告・納税をしたことがありません。

インボイス発行事業者は申告・納税が義務



職人 A さん
課税事業者になると…

年間売上 (消費税込)	約 990 万円
預かり消費税①	約 90 万円
支払い消費税② (材料、工具、交通費などの 購入時に支払った消費税)	約 63 万円
納付税額①-②	約 27 万円

ここがポイント



インボイス発行事業者になると、消費税の申告・納税という義務がついてきます。1年間の売上が990万円くらいの職人 A さんは、同じ売上高のままだとすると、約27万円の消費税を納めなければなりません。

課税事業者になるとどの程度納税の負担が増えるのかを確認しましょう！



出典：『小規模建設業者・ひとり親方のための よくわかる 消費税インボイス制度』
執筆 税理士 石川幸恵、企画・政策 清文社 より抜粋
令和4年10月18日(火) 衆議院 予算委員会 衆議院議員 階 猛 (立憲民主党)